

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	日吉野町 (日吉野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化及び後継者不足の課題に対応するため、地域内に農業法人を設立したが、町内農業者の方向性が一致せず他地域の認定者に農地を依頼したりで入り作が多いのが特徴

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲、麦、大豆を主要作物として、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める
・ブロックローテーションが基本だが、将来的には圃場の特性を把握して適正な作物を栽培して収量アップを目指す

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行い、地域外の認定者との話し合いを行い、農地の集積・集約に取り組を進める
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地のスムーズな賃借を進めるため、農地管理機構を活用する
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和15年までに計画する
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連帯し、相談から定着まで切れ目なく取り組んで行く
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③ドローンを導入し作物への防除等散布の人力の削減				
⑧老朽化した畦畔や畔の再構築及び漏水対策を計画的に実施する				